

大阪市認知症高齢者等見守りネットワーク事業協力協定書

大阪市北区（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、大阪市認知症高齢者等見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）の実施に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が協力し、認知症高齢者等が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指して、認知症高齢者等の見守りネットワークを構築することにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 この協定は、前項の目的を達成するため、事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（責務）

第2条 甲と乙は、事業の実施に当たって、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築するとともに、事業を継続的に実施することができるよう努めるものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、その日常業務に支障のない範囲において、地域の認知症高齢者等に対して見守りを行い、行方不明高齢者等を発見した場合には、甲が委託して設置する見守り相談室又は管轄の警察署に連絡を行うものとする。

（見守り協力者名簿への登録）

第4条 乙は、この協定の締結をもって甲の協力者名簿に登載するものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲と乙は、本事業に関し知り得た個人情報を他に漏らすことのないよう、個人情報の取扱に関して、必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、この事業を通して得た情報については、認知症高齢者等の見守り以外の目的に利用してはならない。

3 乙は、この事業を通して得た情報については、不正に使用又は提供してはならない。

4 乙は、この事業を通して得た情報については、情報の取扱に十分に注意し、情報の滅失・改ざんのないよう、適切な管理に努める。

5 乙は、必要がなくなった情報については、速やかに廃棄する。

(免責事項)

第6条 乙は、認知症高齢者等の異変に関して、その責任を負わないものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、○年○月○日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は有効期間を1年更新するものとし、その後も同様とする。

(本協定の破棄)

第9条 乙は、甲に対する申し入れによって、本協定を破棄することができる。

2 甲は、乙が事業に協力するに当たり本協定の規定に違反したとき又は乙が事業に協力するにあたり不適当な事由があると認めるときは、乙に対して通告により本協定を破棄することができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 大阪市北区扇町2丁目1番27号
大阪市北区長 ○▲ ■△ 印

乙 大阪市○○区△△×丁目××ー××
株式会社○○ 代表取締役 □● △▼ 印